

労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

年 月 日

丹波篠山市長あて

丹波篠山市公契約条例第10条第3項の規定により届け出ます。

※ この変更届は、指定期間中に労働関係法令遵守状況報告書1の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目①～⑩」又は同報告書2の労働環境改善予定の「いいえ」とした理由に変更があった場合に提出してください。

指定管理に係る 施設の名称		指定期間	
下請等契約の名称		下請等契約の 契約期間	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかに○を記入 してください。)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

○ 変更内容

記入例

① 従業員が10人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が10人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定である。

② 従業員が5人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が5人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、直ちに社会保険に加入した。 等

- 1 変更が発生した日から、対象受注者は丹波篠山市行政経営部管財契約課に、対象下請負者等は対象受注者に、速やかに本届出を提出してください。対象受注者は、対象下請負者等から本届出の提出を受けたときは、本市に提出してください。
- 2 変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合（上記記入例では①の場合）は、変更が発生した日以後6か月以内に、措置結果報告書を提出してください。